

発議第5号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び企画振興部の分掌に属する事項、環境エネルギー部の分掌に属する事項のうち防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項並びに」を「、企画振興部、防災くらし安心部及び」に改め、同項第3号中「の分掌に属する事項のうち防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項を除く事項並びに」を「、」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成31年3月14日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 大 内 理 加

（提案理由）

山形県部設置条例の一部改正に伴い、山形県議会委員会条例の一部を改正する必要があるため提案するものである。

## 発議第 6 号

### 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例

山形県議会情報公開条例（平成 12 年 7 月県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。  
第 6 条第 1 項第 1 号中「規定」を「規定又は県条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示」に改める。

第 6 条第 1 項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号の前に次の 1 号を加える。

(6) 議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第 6 条第 1 項第 4 号中「の内部の」を「、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における」に、「が不当に阻害され、」を「若しくは」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めるに足りる相当の理由がある情報

第 6 条第 1 項第 8 号を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

平成 31 年 3 月 14 日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 大 内 理 加

(提案理由)

不開示情報の対象となる情報を明確にするため提案するものである。